## ○大村市ふるさとづくり寄附条例

平成20年12月19日

条例第33号

改正 平成22年12月17日条例第25号

平成28年12月21日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、大村市のまちづくりに賛同し、寄附をする者(以下「寄附者」という。)からの寄附金を財源として、寄附者の意向を反映した事業を実施することにより、 市民参加型の活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

- 第2条 寄附者からの寄附金(以下「寄附金」という。)を財源として実施する事業は、 次に掲げるとおりとする。
  - (1) 福祉の充実に関する事業
  - (2) 環境の保全及び都市景観の形成に関する事業
  - (3) 安全で安心なまちづくりに関する事業
  - (4) 教育の充実に関する事業
  - (5) 文化及びスポーツの振興に関する事業
  - (6) 産業及び観光の振興に関する事業
  - (7) 市民協働の推進に関する事業
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(事業の指定)

- 第3条 寄附者は、前条各号に掲げる事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。
- 2 寄附金のうち、前項の規定による事業の指定がないものについては、市長が事業の指定を行うものとする。

(基金の設置)

第4条 寄附金を適正に管理し、及び運用するため、大村市ふるさとづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金への積立て)

- 第5条 基金として積み立てる額は、第2条各号に掲げる事業の財源に充てるため寄附された寄附金の額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認める場合は、寄附金を基金として積 み立てることなく第2条各号に掲げる事業の財源に充てることができる。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保 管しなければならない。

(運用益金の処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第8条 基金は、第2条各号に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部 を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率 を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委員会の設置)

第10条 市長は、第2条各号に掲げる事業及び基金の処分等に関する事項の調査及び検 討を行うため、寄附活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織及び委員)

- 第11条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 地域のまちづくり活動を実践している者
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の 任期は、前任者の残任任期とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、産業振興部において処理する。

(平22条例25·平28条例23·一部改正)

(適用除外)

第13条 寄附金以外の寄附については、この条例の規定を適用しないものとする。 (運用状況の公表)

第14条 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、公表しなければならない。 (委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、 第4条から第6条まで及び第10条から第13条までの規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 施行日の前日までに寄附された寄附金に相当する額の全部又は一部を基金として積み立てる場合においては、第3条第2項の規定の例により、事業の指定を行うものとする。

附 則(平成22年12月17日条例第25号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月21日条例第23号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。